

マ-15
5

政令第

母

教職員養成審議会令

5-2
15

14
天野

内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第二百四十六号）第二十四

条

天野

第二項の規定に基き、この政令を制定する。

一所掌事務

第一條 教職員養成審議会（以下「審議会」という。）は、文部大臣の諸問に感じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

一 教育職員の養成制度に関する事項

二 教育職員の養成計画に関する事項

三 現職教育その他教育職員の資質向上に関する事項

一組織

第二條 審議会は、委員二十人以内で組織する。

第三條 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第四條 委員及び臨時委員は、教育職員、学識経験のある者及び関係各廳の職員のうちから、文部大臣が任命する。

第五條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第六條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第七條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第八條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第九條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十一條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十二條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十三條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十四條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十五條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十六條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十七條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

附

則

この政令は、公布の日から施行する。